

もしもの時、あなたの自動車保険は大丈夫ですか？

人身傷害保険のお話



昔からある搭乗者傷害保険って補償の限度が低いのです

1

さて、ご自身のお車にお乗りの方が怪我をした場合に補償してくれる保険っていうと、どなたの頭にも最初に浮かぶのが搭乗者傷害保険でしょう。通常「搭乗者保険」なんて呼ばれることが多いですね。昔(不適な表現か?)は「対人 対物 搭乗者(搭乗者傷害)」が3点セットで基本契約としてあり、それに自車の損害をカバーする車両保険を付けるか否かが数少ない選択肢でした。

2

ここで搭乗者傷害保険って何なのかをおさらいしてみましょう。

a)死亡保障

⇒万が一の際、一人当りに支払われる死亡保険金で、上限が1000万円です。

b)怪我に対する保険金「日数払い」

⇒通院1日あたりいくらという補償で10,000円が上限です。入院の場合は通院の1.5倍なのでこの場合なら1日あたり15,000円が支払われます。

c)怪我に対する保険金「部位症状払い」

⇒怪我をした部位と症状によって支払われる金額が決まっています。例えば腕を骨折したら〇〇万円という具合です。

<まとめ①>搭乗者傷害保険はa)の搭死亡保険金と b)またはc)の傷害保険金証、を組み合わせたものです。bとcはどちらかを選びます。

<まとめ②>b)及びc)の傷害については事故日から180日が補償の対象なので支払いは最大でも入院日額15,000円×180日で270万円が最大となります。(つまり意外と少ないってことです)

3

さて、じゃあ人身傷害って？ 搭乗者にはいっとるけええかろーが なんておっしゃられることもあるので説明しましょう。治療費、仕事を休んだ場合に収入

年4月
文：山本幸士

が減り発生する休業損害、慰謝料などで弁済される精神的損害の3つを人的損害と呼びます。これらの損害を相手に与えてしまった場合にカバーするのが対人保険です。つまりこちらに人的損害が発生した場合、相手の対人保険で支払われるのが通常です。ただしここに落とし穴があります。相手方が一方的に悪ければ、こちらの損害を対人保険で全て補償してくれるのですが、事故の過失が例えば50:50だった場合、損害を弁償する義務も50%なので弁償されない50%部分の損害は我慢しなければなりません。もっと極端な例で、自分が100%悪かったり、或いは相手が無く自車だけの一人相撲の事故の場合



べb証してくれる人はいませんね。これをカバーしてくれるのが人身傷害保険なのです。

4

せいりすると 搭乗者傷害保険は事故の形態などにかかわらず、契約どおりに金額が固定されている

それに対して人身傷害保険は 事故で被った人的損害を被ったぶんだけ補填する保険です。言い換えれば相手が100%悪くて全て弁償してくれる場合は人身傷害保険の出番はありません。また、事故の相手が100%悪くても、自動車保険に入っていないくて補償してくれそうにもない場合にも補償してくれるのがこの人身傷害保険なのです。自賠責保険は死亡で3000万円、傷害ではたったの120万円しか補償されません。しかも車検切れのクルマだったとしたらこの自賠責保険の補償さえ受けられなくなりますね。車両保険のクルマの損害を人間の損害に置き換えての人間の体版というところ。自分の身を護るいざというとき心強い保険なのです。

5

また 人員傷害保険は そのクルマに乗っているときだけでなく ご家族であれば他の車に乗っているときやクルマに乗っていないときにクルマにはねられたり、特約によっては自転車にのって転んだときとか交通機関利用中なら歩いていて転んだ場合にも補償されます。ご加入でない方には今一度強くおすすめします。

加入に際しては1名あたり、3,000万とか5,000万とか無制限など限度額を設定します。補償が充実していますので保険料は搭乗者傷害保険より高くなります。



6

先月書いた自動車保険運転者条件の話 のなかの の臨時運転者の件ですが 配偶者はいかなる場合も臨時運転者にはみなされません。ご夫婦の場合はかならずお二方とも年齢宣言を満たすようご注意ください。